

償却資産 申告の手引 (固定資産税)

提出期限／令和7年1月31日（金）

日頃より、市税につきましては、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税されることになって
います。この手引は、償却資産の申告をしていただくために申告書と一緒にお渡ししているものです。

ご覧いただいたうえで同封の申告書を作成し、ご提出くださいますようお願いいたします。

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、余裕をもってご提出くださいますよう、ご協力をお
願いいたします。郵送による提出も受け付けております。

も く じ

○償却資産の申告対象になるもの・ならないもの	1ページ
○具体的な償却資産の例	
建築設備における家屋と償却資産の区分	2ページ
種類別の主な償却資産	3, 4ページ
○償却資産の申告	
申告が必要な方・提出書類	5ページ
○非課税・課税標準の特例・課税免除	6～8ページ
○申告書・明細書の書き方（記載例）	9～12ページ
○償却資産の評価方法、税額の計算	13ページ
○国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の比較	14ページ

令和8年度より申告書本人控への收受印押印を廃止します

本市では、「Full Digital（フルデジタル）の市役所」の実現に向け、紙を前提としない業務への移行の一環として、**令和8年度（令和8年1月収受分）より**紙でご申告いただく場合は申告書本人控への收受印押印を廃止します。

ご申告いただく皆様へはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は、下記ホームページをご参照ください。

（右の二次元コードからもアクセスできます。）

〈仙台市ホームページ〉 <https://www.city.sendai.jp/sisanze-chose/kurashi/tetsuzuki/zekin/kekaku/tebiki/shisanze.html>



eLTAX（電子申告）の利用をご検討ください

收受印押印に代わるものとして、eLTAXでご申告いただくことにより、受付日時の確認が可能です。

eLTAXの利用方法等は、下記ホームページ等をご参照ください。

〈eLTAXホームページ〉 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

〈よくあるご質問〉 <https://eltax.custhelp.com/>



1. 償却資産の申告対象になるもの

1月1日（以下「賦課期日」といいます。）現在において事業の用に供する資産として、税務会計（所得税及び法人税を計算するための会計方法）上、減価償却の対象としている資産は申告の対象となります。次のア～カも申告の対象となりますのでご確認ください（同ページの「2. 償却資産の申告対象とならないもの」に掲げるものを除きます。）。

- ア) 一時的な遊休状態や未稼働の状態にある資産のうち、事業の用に供することが可能な資産
- イ) 償却済資産や簿外資産、寄贈品のうち、事業の用に供している資産
- ウ) 法人税を課されない公共法人や公益法人などが所有する資産
- エ) 建設仮勘定で経理されているもののうち、賦課期日現在、事業の用に供することが可能な資産
- オ) 償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用（その場合、支出した費用を償却資産本体とは区分して申告していただくこととなります。）
- カ) 取得価額が少額である償却資産の申告は、**税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります**。詳しくは、次の表を参考にしてください。

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（法人税） 必要経費（所得税）	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	中小企業特例※	申告対象			
④	一般減価償却	申告対象			

※ 平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産のうち、国税では「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税にはその特例が適用されませんので**申告の対象**となります。なお、取得価額が10万円未満で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を適用できるものは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

2. 償却資産の申告対象とならないもの

- ア) 土地や家屋として、固定資産税が課されるもの
 - ※ 詳細は2ページの「3. (1)建築設備における家屋と償却資産の区分」をご覧ください。
- イ) 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
 - ※ 詳細は3ページの「3. (2)償却資産の課税対象となる車両」をご覧ください。
- ウ) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- エ) 美術品等で、取得価額が1点100万円以上のもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除きます。）
- オ) 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）
- カ) 繰延資産（開業費、試験研究費等）

3. 具体的な償却資産の例

(1) 建築設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋の建築設備は、固定資産税の取扱い上、次の表のとおり家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産となるものは、家屋の評価に含まれない設備（屋外に設置された配管や配線、独立した機器としての性格が強い設備、特定の生産のため又は業務用の設備等）であり、税務会計上は家屋と一括して減価償却していても償却資産として区分して申告が必要です。

次の表に記載されていない建築設備や区分が困難なものがある場合は、財政局資産課税課償却資産係にお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの(家屋の評価に含まれないもの)	家屋の評価に含まれるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電力引き込み設備	屋外の設備	
	動力配線設備	特定の生産のため又は業務用の設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	拡声装置	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	〃
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置類	〃
	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
給排水備	水源	井戸	
	給排水設備	屋外の給排水配管等	屋内の給排水配管等
		家屋から独立して設置された給水塔	家屋の屋上等に設置された給水槽
	特定の生産のため又は業務用の設備		
給湯設備	局所式給湯設備	湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用の給湯器
	中央式給湯設備		
ガス設備		屋外の配管等	屋内の配管等
衛生設備			設備一式
換気設備			〃
避雷設備		家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設置された設備
空調設備		壁掛型のルームエアコン等（取り外しが容易なもの）	〃
消火設備		消火器、ホース、ノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等
その他の特殊設備（例示）		機械式立体駐車場（装置）、簡易可動間仕切、文字看板、そで看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受け、夜間金庫、特殊配管、外構工事	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、自動扉、窓拭き用ゴンドラ

(2) 償却資産の課税対象となる車両

次の表の要件を満たす車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。**ナンバー登録の有無にかかわらず**、すべて申告してください。

また、申告は賦課期日時点で**建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村**に対して行うこととなります。

＜道路運送車両法施行規則第2条別表第1より＞

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h を超える。 ②長さが 4.7m を超える。 ③幅が 1.7m を超える。 ④高さが 2.8m を超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h 以上の場合は、大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

【参考】

大型特殊自動車のナンバー	①建設機械に該当するもの…0、00から09及び000から099まで ②建設機械以外のもの…9、90から99及び900から999まで
--------------	--

(3) テナント等が取り付け付けた附帯設備の取扱いについて

仙台市では、貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「**家屋の所有者以外の者**」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、**すべてテナント等の所有する償却資産として取り扱います。**

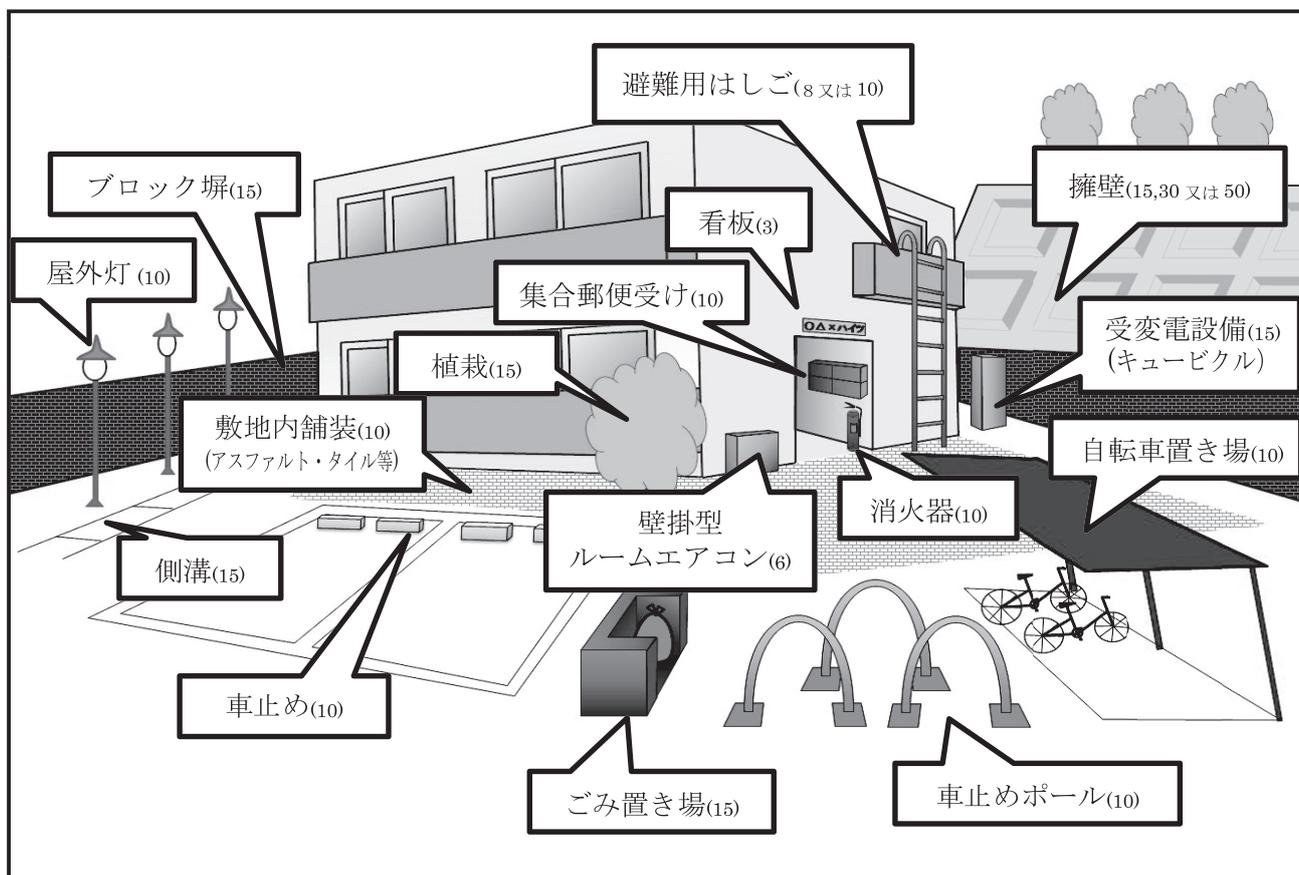
この場合、テナント等の方が家屋に取り付けた内装、造作及び建築設備等については、2ページ「3. (1)建築設備における家屋と償却資産の区分」の表で示す区分に関わらず、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください（備品等、他の一般資産と併せて申告してください）。

(4) 種類別の主な償却資産

資産の種類	品名等（（ ）内は財務省令の標準的な耐用年数）
第1種	構 築 物 路面舗装<コンクリート>(15) 同<アスファルト>(10)、門・堀<コンクリートブロック>(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、屋上等の広告塔<金属製>(20) 同<その他>(10)、側溝(15)、ネット設備(15)、工場緑化(7)、独立キャノピー(45)、街路灯(10)、基礎のない物置(7又は10)、サイロ(22)、ビニールハウス(8又は10)
	建物附属設備 受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込み設備(15)、そで看板<金属製>(18) 同<その他>(10)、可動間仕切(15) 同<簡易なもの>(3)、中央監視装置(18)、独立した浄化槽・貯水槽等(15)、内装(テナントが施工したもの)(10又は15)、LAN設備(10)

資産の種類		品名等 (() 内は財務省令の標準的な耐用年数)
第2種	機械及び装置	飲食店業用設備(8)、家具又は装備品製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、農業用設備(7)、総合工事業用設備(6)、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備(8)、計量証明業用設備(8)、クリーニング設備(13)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10)、太陽光発電設備(17)、ガスレンジ等の厨房用品(5)
第3種	船舶	漁船<木船>(4) 同<鋼船>(8)、モーターボート(4) ※ ただし、耐用年数は総トン数20トン未満の船舶
第4種	航空機	飛行機(5)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)
第5種	車両及び運搬具	除雪作業車(4)、構内運搬車(7)、大型特殊自動車(ナンバーが0、00~09、000~099及び9、90~99、900~999の区分によるもの)に該当するフォークリフト(4)、クレーン車(7) ※ 自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。
第6種	工具、器具及び備品	自動販売機(5)、事務机・ロッカー・キャビネット<金属製>(15)、パソコン(4又は5)、コピー機(5)、応接セット(8)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、立看板(3)、金庫(20)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣しょう(2)、楽器(5)、書籍(5)、消火器(10)、切削工具(2)、ロール(3又は4)、測定工具(5)、カラオケ(5)
		建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告対象となるもの 電話機・電話交換機(10)、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備(6)、アンプ・スピーカー・マイクロホン<機器のみ>(6)、ネオンサイン(3)、電気時計<機器のみ>(10)、陳列棚(8)、カーテン(3)、ブラインド(10又は5)、壁掛型ルームエアコン(6)、集合郵便受け(10)、宅配ボックス(10)

(5) 賃貸住宅の主な償却資産 (() 内は財務省令の標準的な耐用年数)



4. 償却資産の申告

(1) 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日に所有する償却資産に関する所定の事項を、申告していただくことになっています（9～12ページの「申告書・明細書の書き方」をご覧ください。）。

◎ 共有している資産は、共有名義での申告となります。

◎ 前年中に資産の増減がない場合でも、**必ず申告をお願いします**（10ページの⑱をご覧ください。）。

※ 申告していただいた資産の課税標準の合計額が、減価償却によって非常に少額となった方や、該当資産なしの申告をいただいた方については、申告書の送付を省略する旨を記載したハガキをお送りしています。

◎ 前年中に休業又は廃業された方、事業を行っていても償却資産をお持ちでない方は、その旨を**申告書の備考欄に記入して提出してください**（10ページの⑱をご覧ください。）。

◎ 償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。**資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計監理費、据付費等の付帯費用も含められます。なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税込経理方式)は、消費税を含めた取得価額で申告していただくこととなります。**

◎ リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告については、次の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
＜通常の賃貸借契約によるリース資産＞ 特徴：賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産をリース会社が回収する場合など。	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
＜実際の売買にあたるようなリース資産＞ 特徴：所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合など。	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ リース会計基準の変更に伴い、平成20年4月1日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンスリース取引」が税務会計上は売買取引として扱われ、借り手側が減価償却を行う者になる場合が生じますが、固定資産税（償却資産）では、これまでどおり、リース資産の貸し手側（リース会社）が法的な所有者とみなされますので、申告時にはご注意ください。

また、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が当該リース資産を取得した際の取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(2) 提出書類

○ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

○ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 仙台市より送付された複写式の申告書様式については最終ページが本人控となっております。

※ 非課税や課税標準の特例等に該当すると思われる場合は、6～8ページを確認のうえ、必要書類を併せてご提出ください。

(3) 提出先

原則として資産の所在する区ごとに申告書を作成いただき、**財政局資産課税課償却資産係へご提出ください。**

申告書が届いている区以外の仙台市内の区域に資産をお持ちの方で、申告書が送られてこない場合には、申告書をご請求ください。申告書の提出・請求先につきましては、最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。

また、**郵送による申告で、控用に収受印を必要とされる方は、住所、会社名（氏名）をご記入のうえ、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**

なお、令和8年度（令和8年1月収受分）以降は、申告書控への収受印の押印を行いませんので、ご注意ください。

(4) 自社電算処理により申告される場合

自社電算処理により申告される場合は、**同封の申告書及び明細書を入力帳票として使用しますので、必ず併せてご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。**

また、企業内での資産の移設などによって、仙台市内に増加となった資産につきましては、その旨を種類別明細書の摘要欄に記載してください（12ページの⑮をご覧ください。）。

(5) 個人番号・法人番号欄の印字について

仙台市では、個人番号について本人確認措置による取得と併せ、順次システムによる収集を行っています。番号を取得できた場合、個人は「*」を、法人は法人番号を申告書に印字し、お送りしています。これに該当する方は、個人番号・法人番号の記載を省略して差し支えありません。ただし、当該印字は、本人確認措置による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いであり、原則は、毎年、個人番号・法人番号の記載が必要な点にご注意ください（9、10ページの③をご覧ください。）。

5. 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、決算書や帳簿類を閲覧させていただく**実地調査**を行う場合があります。

調査の際には、ご協力をお願いいたします。

6. 不申告、虚偽の申告をされた場合

仙台市では、ご提出いただいた申告書の内容について、前記の実地調査のほか各種の調査を行っております。

公平・適正な課税のため、これらの調査によって、新たに申告が必要な方や申告された内容を修正する必要がある方に対して、**所要の手続きを行っております。**

なお、正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料又は罰金等が科されることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去に遡って課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがありますので、あらかじめご了承ください。

7. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課税されません。

該当する償却資産を新たに取得された方や使用用途等に変更が生じた方は、「固定資産税・都市計画税 非課税・課税免除・課税標準の特例申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税に該当することを証する資料とともにご提出ください。

なお、提出様式、添付資料等の詳細については、財政局資産課税課償却資産係にお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

8. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税 非課税・課税免除・課税標準の特例申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

【課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）】

（令和6年10月31日現在）

地方税法の適用条項		特例対象施設等	課税標準の軽減割合 (課税標準額に乗じる割合)
第349条の3	第2項	一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供するもの	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
	第5項	内航船舶	1/2
附則第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設	1/2
	第2項第2号	ごみ処理施設	1/2
	第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場	2/3
	第2項第4号	産業廃棄物処理施設	1/3
	第2項第5号	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	4/5
	第25項	再生可能エネルギー発電設備	最初の3年間 (軽減割合は、設備によって異なる)
	第44項	中小企業者等が新規に取得した先端設備等 (令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分)	最初の3年間 1/2*
旧附則第15条	第32項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産 (平成29年4月1日～令和6年3月31日取得分)	最初の5年間 1/3

※ 雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得したものは5年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取得をしたものは4年間）1/3

課税標準の特例の適用を受けるには、取得時期等の一定の要件を満たす必要があります。

上記及びその他の特例については、財政局資産課税課償却資産係にお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

また、仙台市ホームページでもご確認いただけます。

9. 東日本大震災に係る被災代替償却資産特例について

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産の所有者等が、令和8年3月31日までに当該償却資産に代わる償却資産を取得した場合又は当該償却資産を改良した場合は、当該取得した償却資産又は改良された部分にあたる償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、取得又は改良した翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置（代替償却資産特例）が講じられています（地方税法附則第56条第12項）。

該当する償却資産を所有されている方は、「東日本大震災に係る被災代替償却資産特例申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

なお、提出様式、添付資料等の詳細については、財政局資産課税課償却資産係にお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

10. 復興特区内における固定資産税等の課税免除について

(1) 概要

仙台市から指定を受けた法人等が、仙台市域内にある復興産業集積区域（復興特区）内において、一定の事業のために新設・増設した資産（施設・設備）について、新たに課されることとなった年度以降5年度分の固定資産税・都市計画税が免除されます。

(2) 課税免除の対象となる施設・設備

指定を受けた法人等が、復興推進計画の認定日（復興特区の認定日）から令和7年3月31日までの間に、復興産業集積区域内において新設・増設した資産（施設・設備）*が課税免除の対象になります。

※ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」において、法人税等の特例措置の対象となる施設・設備であることが必要です。

※ 中古の資産（施設・設備）は、課税免除の対象とはなりません。

(3) 課税免除を受けるためには

法人税等の特例措置に応じた指定申請書及び指定事業者事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。

（令和6年10月31日現在）

認定復興推進計画	指定申請窓口	電話
	所在地	
民間投資促進特区 （ものづくり産業）	経済局企業立地課〔ものづくり産業係〕 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）	022-214-8245
	経済局農業振興課〔農食ビジネス推進室〕 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）	

※ 令和3年4月より対象区域が縮小されるなどの変更が行われておりますので、詳しくは上記窓口課へご確認ください。

また、法人税等の特例措置のうち、以下のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限り、課税免除の対象となります。

ア) 特別償却又は税額控除（東日本大震災復興特別区域法第37条）

イ) 研究開発税制（東日本大震災復興特別区域法第39条）

ウ) 新規立地促進税制（東日本大震災復興特別区域法第40条）

(4) 申告

施設・設備を新設・増設した年の翌年の1月中に、課税免除の申告書に指定を受けたことを証する指定書（写）等の必要書類を添えて、財政局資産課税課償却資産係へ申告してください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

※ 施設・設備を新設・増設しなかった年についても、課税免除が適用されている資産をお持ちの場合は、課税免除適用期間中、毎年申告が必要となります。

（例）令和6年11月に課税免除対象資産を取得した場合は、令和7年から令和11年までの毎年1月中に、当該対象資産について課税免除の申告が必要となります。

11. 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

◎ 評価額の算出方法

$$\text{前年中に取得したもの} \quad \text{取得価額} \times \frac{1 - \text{減価率}}{2} = \text{評価額}$$

※ 〰️ は、小数点以下3位未満切り捨て

$$\text{前年よりも前に取得したもの} \quad \text{前年の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

【「固定資産評価基準」別表第15 減価率（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第7の減価率（旧定率法））】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	22	0.099	0.950	0.901

耐用年数省令の改正に係る取扱いについて

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の改正により耐用年数を変更する資産について評価額を算出する場合は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用してください。

12. 課税標準、免税点、税率、税額、納期

(1) 課税標準

賦課期日現在の評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(2) 免税点

課税標準の合計額（以下「課税標準額」といいます。）が150万円未満の場合は課税されません。なお、免税となるかどうかは、資産の所在する区ごとに判定します。

(3) 税率

税率は1.4/100です。

(4) 税額

課税標準額（1,000円未満切り捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切り捨て）が税額となります。

(5) 納期

税額を4月、7月、9月、12月の4回に分けて納めていただくことになっています（具体的な納期は、納税通知書によりご確認ください。）。

また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は、1回になります。

13. 納付方法

市税の納付については仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」（022-398-4894）へお問い合わせいただくか、仙台市ホームページをご覧ください。

14. 納税義務者、課税台帳の閲覧

(1) 納税義務者

令和7年度の固定資産税については、令和7年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

(2) 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は提出期限までに提出された申告書に基づいて作成されます。

固定資産課税台帳を閲覧される際は、財政局資産課税課又は区役所・総合支所の窓口で閲覧申請を行ってください。

閲覧申請の際の留意事項は次のとおりです。

ア) 固定資産課税台帳を閲覧できる関係者の範囲について

- 納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、代理人等
- 代理人が閲覧する場合は、委任状が必要です。

また、法人所有の資産について社員の方等が閲覧する場合は、社員証等従業員であることが確認できるもの（名刺不可）又は法人の代表者印が押印された委任状が必要です。

イ) 官公署発行の写真付きの本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

(3) 固定資産（償却資産）納税通知書

固定資産税（償却資産）納税通知書は4月上旬に発送する予定です。

15. 国税(所得税・法人税)と固定資産税(償却資産)の比較

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償 却 の 計 算 期 間	事 業 年 度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度 （平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ） 〔定率法選択の場合〕 平成24年4月1日以降の取得資産：定率法（200%定率法） 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの取得資産：定率法（250%定率法） 平成19年3月31日以前の取得資産：旧定率法	評価基準上の定率法 （国税上の旧定率法）
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増 加 償 却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度 （国税は償却可能限度額）	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改 良 費 （国税は資本的支出）	原則区分評価	区分評価 （改良を加えた資産本体と区分して改良費を評価）

自社電算処理による評価額の計算について

平成19年度及び平成23年12月の税制改正により、国税の減価償却制度が改正されましたが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更ありません。このため、評価額は13ページの「11. 償却資産の評価方法」に記載している計算式により算出し、耐用年数に応じた減価率には、定率法（200%定率法及び250%定率法）の減価率を用いないようご注意ください。

また、評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額です。

償却資産申告書の提出や償却資産に関する 課税内容のお問い合わせ先

「仙台市財政局 資産課税課 償却資産係」

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-1 仙台市役所北庁舎1階

電話：022-214-8619（直通）

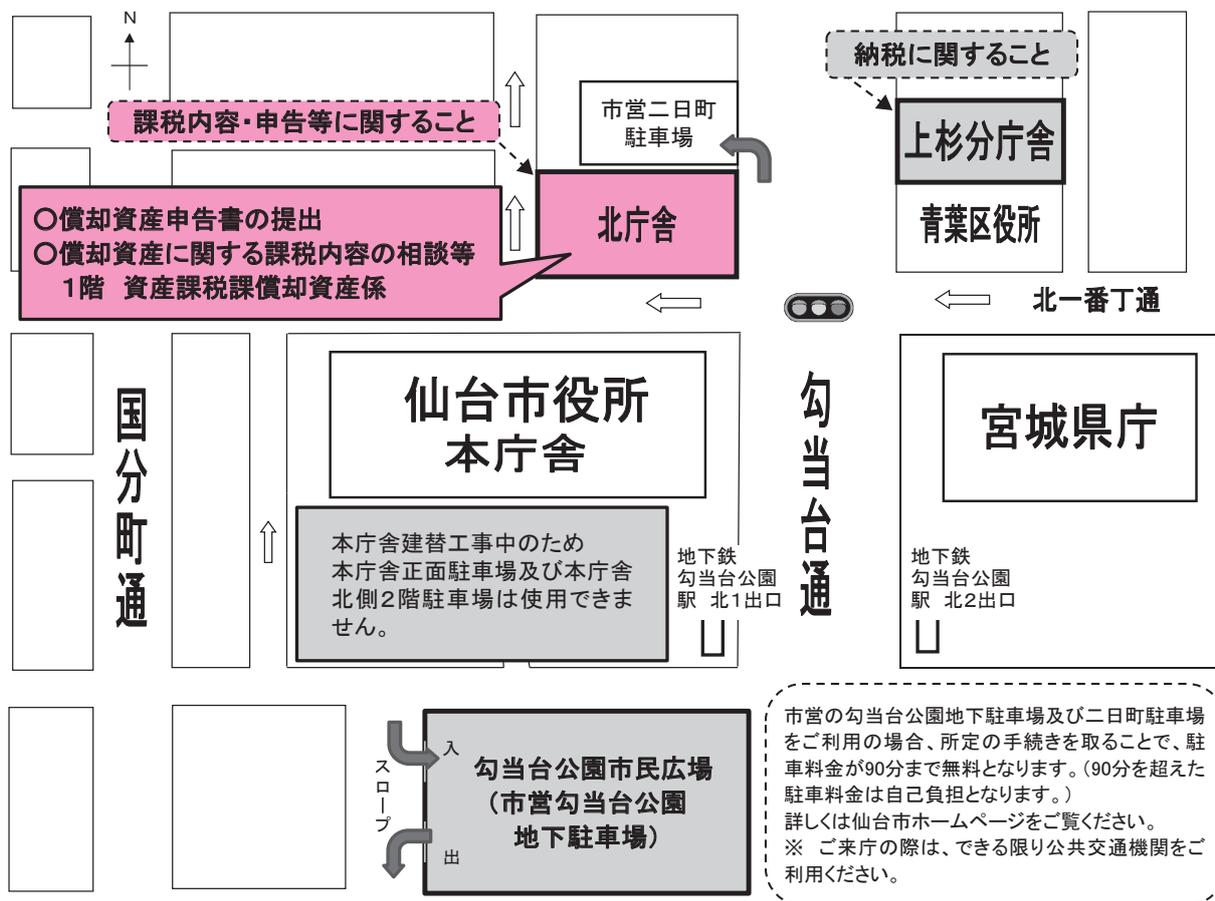
ホームページの情報もご活用ください

仙台市 償却資産 検索Q で検索

または右の二次元コードからアクセスしてください。



○ 仙台市役所市税担当課 庁舎案内図



〒980-8671
仙台市青葉区二日町1-1
(仙台市役所北庁舎)

仙台市財政局資産課税課
償却資産係 あて

切り取って、申告書を郵送
される場合の宛先としてご
利用ください。

R6.10 (この手引きは令和6年10月末現在の法令に基づき作成しております。)

このパンフレット(冊子) はリサイクルできます。

再生紙使用